

改 正 案					現 行			
建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第六十八条、第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条に基づき、鋼材等並びに鋼材等及び溶接部の材料の基準強度を次のように定める。					建築基準法施行令（昭和二十五政令第三百三十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。			
第一 鋼材等の許容応力度の基準強度					第一 鋼材等の許容応力度の基準強度			
一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次の表の数値とする。					鋼材等の許容応力度の基準強度は、次の表の数値とする。			
表一					表一			
鋼材等の種類及び品質				基準強度（単位 一 平方ミリメートルに つきニュートン）	鋼材等の種類及び品質			基準強度（単位 一 平方センチメートル につきキログラム）
		S S 四〇〇 S M 四〇〇 A S M 四〇〇 B S M 四〇〇 C S M A 四〇〇 A W S M A 四〇〇 A P S M A 四〇〇 B W S M A 四〇〇 B P S M A 四〇〇 C W S M A 四〇〇 C P	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	<u>一三三</u> <u>五</u>		S S 四〇〇 S M 四〇〇 A S M 四〇〇 B S M 四〇〇 C S M A 四〇〇 A W S M A 四〇〇 A P S M A 四〇〇 B W S M A 四〇〇 B P S M A 四〇〇 C W S M A 四〇〇 C P	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	<u>一</u> <u>三三</u> <u>五</u>
							鋼材の厚さが	

構造用 鋼材	S N 四〇〇 A		
	S N 四〇〇 B		
	S N 四〇〇 C		
	S T K 四〇〇		
	S T K Z 四〇〇 W	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの	一一五
	S T K Z 四〇〇 B		
	S T K R 四〇〇		
	S Z R 四〇〇 A		
	S Z R 四〇〇 B		
	S W H 四〇〇		
	S S C 四〇〇		
	S 四九〇	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	一七五
		鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの	一五五
	S M 四九〇 A	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	一一五
	S M 四九〇 B		
	S M 四九〇 C		
	S M 四九〇 Y A		
	S M 四九〇 Y B		
	S M A 四九〇 A W		
	S M A 四九〇 A P		

一般構造用鋼材
溶接構造用鋼材

	S N 四〇〇 A	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの	一一〇〇
	S N 四〇〇 B		
	S N 四〇〇 C		
	S T K 四〇〇		
	S T K R 四〇〇		
	S 四九〇	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	一七〇〇
		鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの	一六〇〇
	S M 四九〇 A	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの	一一三〇〇
	S M 四九〇 B		
	S M 四九〇 C		
	S M 四九〇 Y A		
	S M 四九〇 Y B		
	S M A 四九〇 A W		
	S M A 四九〇 A P		

	SD三九〇	三九〇
鉄線の径が四・三以上の溶接金網		二九五
1)の表において、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、日本工業規格（以下「JIS」といふ。）G三二〇一―一九九五（一般構造用圧延鋼材）のSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六―一九九六（溶接構造用圧延鋼材）の、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三二一四―一九九八（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）の、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三二二六―一九九四（建築構造用圧延鋼材）の、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三四四四―一九九四（一般構造用炭素鋼鋼管）の、STKN四〇〇W、STN四〇〇B、STKN四九〇Bは、JIS G三四七五―一九九六（建築構造用炭素鋼管）の、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三四六六―一九八八（一般構造用角形鋼管）の、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B、SNR四九〇Bは、JIS G三二三八―一九九六（建築構造用圧延棒）の、SWH四〇〇は、JIS G三三五三―一九九〇（一般構造用溶接軽量H形鋼）の、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇―一九八七（一般構造用溶接軽量形鋼）の、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八はJIS B一〇五一―二〇〇〇（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質―第一部・ボルト、ねじ及び植込みボルト）の、SC四八〇はJIS G五一〇一―一九九一（炭素鋼鋳鋼品）の、SCW四一〇、SCW四八〇はJ		

	SD三九〇	四〇〇〇
鉄線の径が四・三以上の溶接金網		三〇〇〇
1)の表において、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、日本工業規格（以下「JIS」といふ。）G三二〇一―一九八七（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇又は、これらと同等以上の品質を有する鋼材を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六―一九八八（溶接構造用圧延鋼材）に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇C又は、これらと同等以上の品質を有する鋼材を、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三二一四―一九八八（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CP又は、これらと同等以上の品質を有する鋼材を、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三二二六―一九九四（建築構造用圧延鋼材）に定める、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇C又は、これらと同等以上の品質を有する鋼材を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS G三四四四―一九八八（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇又は、これらと同等以上		

IS G五〇一七九一（溶接構用鋳鋼品）の、SCW四〇CF、SCW四八〇CF、SCW四九〇CFはJIS G五〇一一九一（溶接構用遠心力鋳鋼管）の、SUS三〇四A、SUS三二六六A、SUS三〇四NI-A、SUS三三AA-CFはJIS G四三一一一〇〇〇（建築構造用ステンレス鋼材）の、A一五〇はJIS B一〇五四一一九五（ステンレス鋼製耐食なし部品の機械的性質）の、SR一三五、SR一八九、SD一九五A、SD一九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一七一九八七（鉄筋コンクリート用棒鋼）の、SRR一三五及びSDR一三五は、JIS G三一一七一九八七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）の種類の記号をそれぞれ表すものとする。以下、表二において同様とする。

二 鋼材を加工する場合にあつて、次に掲げるものにあつては、加工後、機械的性質及び化学成分が原板の規格に適合することを確認した場合を除き、当該規格の数値を用いてはならない。

イ 全断面にわたつて摂氏五百度を超える加熱を行い鋼材を加工するもの

ロ 板厚が六ミリメートル以上の鋼材を、外側曲げ半径が板厚（部材の曲げ加工にあつては断面せい）の十倍未満で冷間曲げ加工をするもの

三 前各号に掲げるもののほか、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」といふ。）第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部（平成十二年建設省告示第千四百六十四号第二に定める構造方法による場合に限る。）の基準強度は、表二の鋼材等の種類及び品質に対して示される数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、溶接を

の品質を有する鋼材を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三六六一一九八八（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR四〇〇及びSTKR四九〇又は、これらと同等以上の品質を有する鋼材を、SR一三五、SR一九五、SD一九五A、SD一九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一七一九八七（鉄筋コンクリート用棒鋼）に定めるSR一三五、SR一九五、SD一九五A、SD一九五B、SD三四五及びSD三九〇又は、これらと同等以上の品質を有する鋼棒を、SRR一三五及びSDR一三五は、JIS G三一一七一九八七（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）に定めるSRR一三五及びSDR一三五又は、これらと同等以上の品質を有する鋼棒を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

溶接部の許容応力度の基準強度は、次の表の数値（異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、溶接される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値）とする。

れる鋼材の基準強度のつち小さい値となる数値) とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 一 平方ミリメートルに つぎニポート入）	
炭素鋼	構造用 鋼材	S S 四〇〇 S M 四〇〇 A S M 四〇〇 B S M 四〇〇 C S M A 四〇〇 A W S M A 四〇〇 A P S M A 四〇〇 B W S M A 四〇〇 B P S M A 四〇〇 C W S M A 四〇〇 C P S N 四〇〇 A S N 四〇〇 B S N 四〇〇 C S T K 四〇〇 S T K R 四〇〇 S T K Z 四〇〇 W S N R 四〇〇 B S W H 四〇〇 S S C 四〇〇 S M 四九〇 A	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの
		鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの	

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位　一 平方センチメートル につきキログラム）	
一般構造用鋼材 溶接構造用鋼材	S S 四〇〇 S M 四〇〇 A S M 四〇〇 B S M 四〇〇 C S M A 四〇〇 A W S M A 四〇〇 A P S M A 四〇〇 B W S M A 四〇〇 B P S M A 四〇〇 C W S M A 四〇〇 C P S N 四〇〇 A S N 四〇〇 B S N 四〇〇 C S T K 四〇〇 S T K R 四〇〇	鋼材の厚さが 四〇mm以下 のもの	11 四〇〇
	S M 四九〇 A		11 1100

SM四九〇B SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの		三三三	五
SMA四九〇BW SMA四九〇BP SMA四九〇CW SMA四九〇CP SN四九〇B SN四九〇C STK四九〇 STKR四九〇 STKZ四九〇B SNR四九〇B	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの		二二九	五
SM五二〇B SM五二〇C	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの		三三三	五
	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え七五ミリ以 下のもの		三三三	五
	鋼材の厚さが 七五ミリを超		三三三	五
SM四九〇B SM四九〇C SM四九〇YA SM四九〇YB SMA四九〇AW SMA四九〇AP	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの		三三三	〇〇
SMA四九〇BW SMA四九〇BP SMA四九〇CW SMA四九〇CP SN四九〇B SN四九〇C STK四九〇 STKR四九〇	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え一〇〇ミリ 以下のもの		三三三	〇〇〇
SM五二〇B SM五二〇C	鋼材の厚さが 四〇ミリ以下 のもの		三三三	二〇〇
	鋼材の厚さが 四〇ミリを超 え七五ミリ以 下のもの		三三三	四〇〇
	鋼材の厚さが 七五ミリを超		三三三	三〇〇

	鋼鑄	SCW四九。CE	えー〇〇三三じ 以下のもろ	三三五
		SCW四八。		二七五
		SCW四八。CE		
		SCW四一。		三三五
		SCW四一。CE		
ステン レス鋼	構造用	SDS三〇四A		三三五
	鋼材	SDS三二六A		
		SDS三〇四N1-A		三三五
	鑄鋼	SCS-三AA-CE		三三五
丸鋼	SR-三三五			三三五
	SR R-三三五			三三五
	SR-一九五			一九五
異形鉄筋	SD R-三三五			三三五
	SD-一九五A			一九五
	SD-一九五B			
	SD三四五			三四五
	SD三九〇			三九〇

一 前号に掲げるもののほか、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下「法」として）第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

第三 鋼材等の材料強度の基準強度

		丸鋼	
丸鋼	SDR-三三五		三三五
	SDR-三三五		三三五
	SDR-一九五		一九五
異形鉄筋	SDR-三三五		三三五
	SD-一九五A		三三五
	SD-一九五B		三三五
	SD三四五		三四五
	SD三九〇		三九〇

第三 鋼材等の材料強度の基準強度

鋼材等の材料強度の基準強度は、表一の数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるＪＩＳに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」といづ。）第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

第四 溶接部の材料強度の基準

溶接部の材料強度の基準強度は、第二で定める数値とする。ただし、炭素鋼の構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるＪＩＳに定めるものについては、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。ただし、法第三十七条の規定に基づき建設大臣の認定を受けたものにあつては、その種類及び品質に応じてそれぞれ建設大臣が指定した数値とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

鋼材等の材料強度の基準強度は、第一の表の数値とする。ただし、一般構造用鋼材、溶接構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるＪＩＳに定めるものについては、実況に応じた数値とするほか、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。

第四 溶接部の材料強度の基準

溶接部の材料強度の基準強度は、第二の表の数値とする。ただし、一般構造用鋼材、溶接構造用鋼材、丸鋼及び異形鉄筋のうち、同表に掲げるＪＩＳに定めるものについては、実況に応じた数値とするほか、同表の数値のそれぞれ一・一倍以下の数値とすることができる。